

監査・保証実務委員会研究報告第 32 号
「内部統制報告制度の運用の実効性の確保について」要旨

1. 本研究報告作成の背景

内部統制報告制度は、有価証券報告書の開示内容など証券取引法上のディスクロージャーをめぐり不適正な事例が相次いで発生した際に、ディスクロージャーの信頼性を確保するための企業における内部統制が有効に機能しなかったことが重要な原因のひとつと考えられたことから、上場会社に対して導入された。

制度の導入にあたり、開示企業における内部統制の充実は、個々の開示企業に業務の適正化・効率化等を通じた様々な利益をもたらすと同時に、ディスクロージャー全体の信頼性、ひいては証券市場に対する内外の信認を高めるものであり、開示企業を含めたすべての市場参加者に多大な利益をもたらすものと期待された。

この点において、内部統制報告制度は一定の効果を上げていると思われるが、一方で、内部統制の不備に起因する会計不正事案が近年も少なからず見受けられる。

こうした状況を受けて、会計監査の在り方に関する懇談会は、平成 28 年 3 月 8 日に公表した提言において、「内部統制報告制度の運用状況について必要な検証を行い、制度運用の実効性確保を図っていくべき」ことを求めた。

本研究報告は、懇談会の提言を踏まえて、内部統制報告制度に関して所期の目的を達成するような運用が定着しているのかどうかについて、公表された内部統制報告書で示されている「開示すべき重要な不備」の事例をもとに検討し、その結果をとりまとめたものである。

2. 本研究報告の特徴

事例分析に基づき検討

本研究報告は、内部統制報告書における「開示すべき重要な不備」の事例分析を糸口に、内部統制報告制度の運用状況に関する留意点を抽出している。

- ・ 近年の内部統制報告書・訂正内部統制報告書の 200 以上の事例分析
- ・ 社内調査委員会報告書、第三者委員会報告書が開示されていればそれも分析企業・監査人の双方の視点

企業及び監査人の双方に参考となるよう、企業及び監査人の双方の視点から留意事項を取りまとめた。

IT 統制に関する留意点に言及

企業の IT 活用の進展を踏まえて IT 統制に関する留意点にも言及した。

3. 事例に基づく内部統制の不備の傾向及び留意事項

非定型・不規則な決算・財務報告プロセスについての不備（ 1 . (2) : 5 頁）

新たな取引、企業結合・事業環境の変化又は新たな会計基準の適用に伴って、会計基準の採用・見直しが行われた見積り項目など、非定型・不規則な決算・財務報告プロセスに関する統制に相当数の不備が認められた。

重要性の高くない事業拠点・子会社から発生する傾向（ 2 . : 6 頁）

不正を原因として過年度の内部統制報告書を訂正した企業 44 社の事例によれば、必ずしも重要性の高くない事業拠点・子会社で発生する傾向がある。

全社的な内部統制の不備の多さ（ 1 . (1) : 9 頁）

取締役会の機能不全、役員及び従業員のコンプライアンス意識の欠如、内部通報制度の実効性不足、内部監査部門の機能不全、不適切な業績管理など、全社的な内部統制に関する不備が目立つ。

実質的な評価範囲の決定の重要さ（ 2 . (2)(3) : 15 頁）

数値基準による機械的な決定によらない、適切なリスク評価に基づく評価範囲の決定が重要である。

財務諸表の数値に直接影響を及ぼさないガバナンス体制等の全社的な内部統制の重要さ（ 1 . : 33 頁）

業務プロセスや決算・財務報告プロセスのような直接財務数値の作成に関わるプロセスだけではなく、取締役会の機能、役員・従業員のコンプライアンス意識、内部監査部門の機能、業績管理の仕組み等の全社的な内部統制が重要である。

監査人の職業的懐疑心の発揮（ 4 . : 57 頁）

我が国においては、ダイレクト・レポートを採用していないことにより、監査人が経営者による内部統制の評価を尊重するあまり、職業的専門家としての懐疑心を保持し内部統制の評価手続を実施するという監査人の意識が低下していることも懸念されている。監査人は重要な虚偽表示リスクに対応した内部統制が適切に整備されているかについて、職業的専門家としての懐疑心を発揮して、実効性のある手続を実施することに留意する。

以 上